

令和 4 年 6 月 30 日

お客さま各位



預金規定の改定について

平素より協栄信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、「未利用口座管理手数料」の新設、「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いの開始及び「残高 1 万円未満の預金口座解約手続きの簡素化（印鑑不要取引）」の取扱い開始に伴い、令和 4 年 8 月 1 日付で下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改正後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

規定改定日	・ 令和 4 年 8 月 1 日（月）
改定となる預金規定	①普通預金規定（無利息型普通預金を含む） ②総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む） ③貯蓄預金Ⅰ型規定 ④貯蓄預金Ⅱ型規定 ⑤納税準備預金規定
主な改正点	・「未利用口座管理手数料」の新設および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱い開始により規定を改定します。 【普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定（Ⅰ型・Ⅱ型）】 ・「残高 1 万円未満の預金口座解約手続きの簡素化（印鑑不要取引）」の取扱い開始により規定を改定します。 【普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定（Ⅰ型・Ⅱ型）、納税準備預金規定】
改正内容	・ 別紙「各規定の新旧対照表」を参照ください。

以 上

普通預金規定改正新旧対照表

アンダーライン部分が変更箇所

新	旧
普通預金規定 (無利息型普通預金を含む) 5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。 <u>(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> (3)～(4) (省略) 6. (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 無利息型普通預金には利息がつきません。 <u>また、第15条の通り解約を行う場合については、利息の付与は行いません。</u> 12. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</u> <u>(2) 前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u> <u>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u> (4)～(7) (省略) <u>15. (未利用口座管理手数料の取扱いについて)</u> <u>(1) この預金口座が、別途定める未利用口座となった場合には、当組合はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。</u> <u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座(残高が0円の口座を含みます)については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当組合所定の方法により、解約することができるものとします。</u> <u>(2) 前項に基づき当組合が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u> 16. (規定の変更)	普通預金規定 (無利息型普通預金を含む) 5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。 【追加】 (2)～(3) 【項番号繰り下げ】 6. (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 無利息型普通預金には利息がつきません。 【追加】 12. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u> 【追加】 【追加】 (2)～(5) 【項番号繰り下げ】 【新設】 15. (規定の変更) 【条番号繰り下げ】

※上記は改訂部分のみを記載しております。総合口座取引規定改正新旧対照表

新	旧
総合口座取引規定 (無利息型普通預金を含む) 4. (預金の払戻し) (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 <u>(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> (3)～(4) 5. (預金利息の支払い) (1) 普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金(無利息型普通預金)を含みます。以下同じ。)の利息は、毎年2月と8月の当組合所定の日に、普通預金に組入れます。<u>なお、第18条に基づき解約を行う場合については、利息の付与は行いません。</u> 13. (解約等) (1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。この場合、この取引を終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。</u> (2) (省略) <u>(3) 第1項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u> <u>(4) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u> (5)～(6) <u>18. (未利用口座管理手数料の取扱いについて)</u> <u>(1) この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当組合はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。</u> <u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座(残高が0円の口座を含みます)については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当組合所定の方法により、解約することができます。</u> <u>(2) 前項に基づき当組合が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u> 19. (規定の変更) ※上記は改訂部分のみを記載しております。	総合口座取引規定 (無利息型普通預金を含む) 4. (預金の払戻し) (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 【追加】 (2)～(3) 【項番号繰り下げ】 5. (預金利息の支払い) (1) 普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金(無利息型普通預金)を含みます。以下同じ。)の利息は、毎年2月と8月の当組合所定の日に、普通預金に組入れます。【追加】 13. (解約等) (1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引を終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。</u> (2) (省略) 【追加】 【追加】 (3)～(4) 【項番号繰り下げ】 【新設】 18. (規定の変更) 【条番号繰り下げ】

貯蓄預金Ⅰ型規定改正新旧対照表

新	旧
貯蓄預金Ⅰ型規定 5. (預金の払戻し) <u>(1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> 8. (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。<u>なお、第17条に基づき解約を行う場合については、利息の付与は行いません。</u> 14. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</u> (2) <u>前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u> (3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u> (4)～(7) (省略) 17. (未利用口座管理手数料の取扱いについて) (1) <u>この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当組合はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。</u> <u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座（残高が0円の口座を含みます）については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当組合所定の方法により、解約することができるものとします。</u> (2) <u>前項に基づき当組合が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u> 18. (規定の変更) ※上記は改訂部分のみを記載しております。	貯蓄預金Ⅰ型規定 5. (預金の払戻し) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 【追加】 8. (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。 【追加】 14. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u> 【追加】 【追加】 (2)～(5) 【項番号繰り下げ】 【新設】 17. (規定の変更) 【条番号繰り下げ】

貯蓄預金Ⅱ型規定改正新旧対照表

アンダーライン部分が変更箇所

新	旧
貯蓄預金Ⅱ型規定 5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 (2) 前項の払戻しの手続きに加え、<u>当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> 7. (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1, 000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。<u>なお、第16条に基づき解約を行う場合については、利息の付与は行いません。</u> 13. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</u> (2) 前項の解約の手続きに加え、<u>当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u> (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。 (4)～(7) (省略) 16. (未利用口座管理手数料の取扱いについて) (1) この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、<u>当組合はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。</u> また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座（残高が0円の口座を含みます）については、<u>残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当組合所定の方法により、解約することができるものとします。</u> (2) 前項に基づき当組合が受領した未利用口座管理手数料については、<u>ご返却いたしません。</u> 17. (規定の変更)	貯蓄預金Ⅱ型規定 5. (預金の払戻し) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 【追加】 7. (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1, 000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。 【追加】 13. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u> 【追加】 【追加】 (2)～(5) 【項番号繰り下げ】 【新設】 16. (規定の変更) 【条番号繰り下げ】

※上記は改訂部分のみを記載しております。

納税準備預金規定改正新旧対照表

アンダーライン部分が変更箇所

新	旧
納税準備預金規定 5. (預金の払戻し) (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。 <u>(3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> (4)～(5) (省略) 13. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</u> <u>(2) 前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u> <u>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u> (4)～(7) (省略) ※上記は改訂部分のみを記載しております。	納税準備預金規定 5. (預金の払戻し) (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。 【追加】 (3)～(4) 【項番号繰り下げ】 13. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u> 【追加】 【追加】 (2)～(5) 【項番号繰り下げ】